

## 習志野市教育委員会第5回定例会

日時: 令和5年5月24日(水)13時30分

場所: 市庁舎3階大会議室

日 程	審議順
1 会議録の承認	(予定)
2 報告事項	
(1) 中央消防署秋津出張所移転建替え用地の確保について	(教育総務課) 1
(2) 令和5年度育英資金受給者の決定について	(学校教育課) 2
(3) 放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について	(社会教育課) 3
3 議決事項	
議案第16号 令和6年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について	(学校教育課) 4
※議案第17号 令和5年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について	(指導課) 6
4 協議事項	
協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について 令和5年6月28日(水)午後1時30分	5
5 その他	

※は非公開の見込み

令和5年習志野市教育委員会第5回定例会 議案概要

【議案第17号については非公開の見込み】

報告事項(1)

中央消防署秋津出張所移転建替え用地の確保について

・中央消防署秋津出張所移転建替え用地の確保について、報告するものです。

報告事項(2)

令和5年度育英資金受給者の決定について

・令和5年度育英資金受給者の決定について、報告するものです。

報告事項(3)

放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について

・放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について、報告するものです。

議案第16号

令和6年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定について

・習志野市立高等学校管理規則第24条の規定により、令和6年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者の選抜方法について制定するものです。

議案第17号【非公開予定】

令和5年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について

・令和6年度使用に係る教科用図書の採択に関する地区協議会を行うため、制定するものです。

報告事項(1)

中央消防署秋津出張所移転建替え用地の確保について

中央消防署秋津出張所移転建替え用地の確保について、市長から教育長へ別紙のとおり協議申し入れがあったこのことについて報告する。

令和5年5月24日報告

習志野市教育委員会  
教育長 小熊 隆

資管第331号  
令和5年3月24日

習志野市教育委員会  
教育長 小熊隆様

習志野市長 宮本泰介  
(公印省略)

中央消防署秋津出張所移転建替え用地の確保について(協議)

令和5年3月1日付け消総務第599号にて習志野市消防長より中央消防署秋津出張所の移転建替え用地の確保について依頼がありました。

中央消防署秋津出張所は老朽化が著しく、耐震安全性の確保が必要であり、早急な老朽化対策が必要な状況ですが、消防機能を維持しながら現在地での建替えは困難と認識しており、平成28年度の第2回習志野市消防委員会においても「移転建替えすべきである」との答申を受けております。

このことを受け、市長部局にて早期移転を念頭に各候補地の諸条件を考慮し検討した結果、第七中学校敷地以外に移転建替え用地として適切な公共用地が無いとの結論に至りました。

つきましては、第七中学校敷地の一部を中央消防署秋津出張所の移転建替え用地として移管することについて、ご検討くださいますようお願い申し上げます。

記

必要な施設規模：670㎡(谷津奏の杜出張所と同規模施設)

必要な敷地面積：1,200㎡程度(同上)

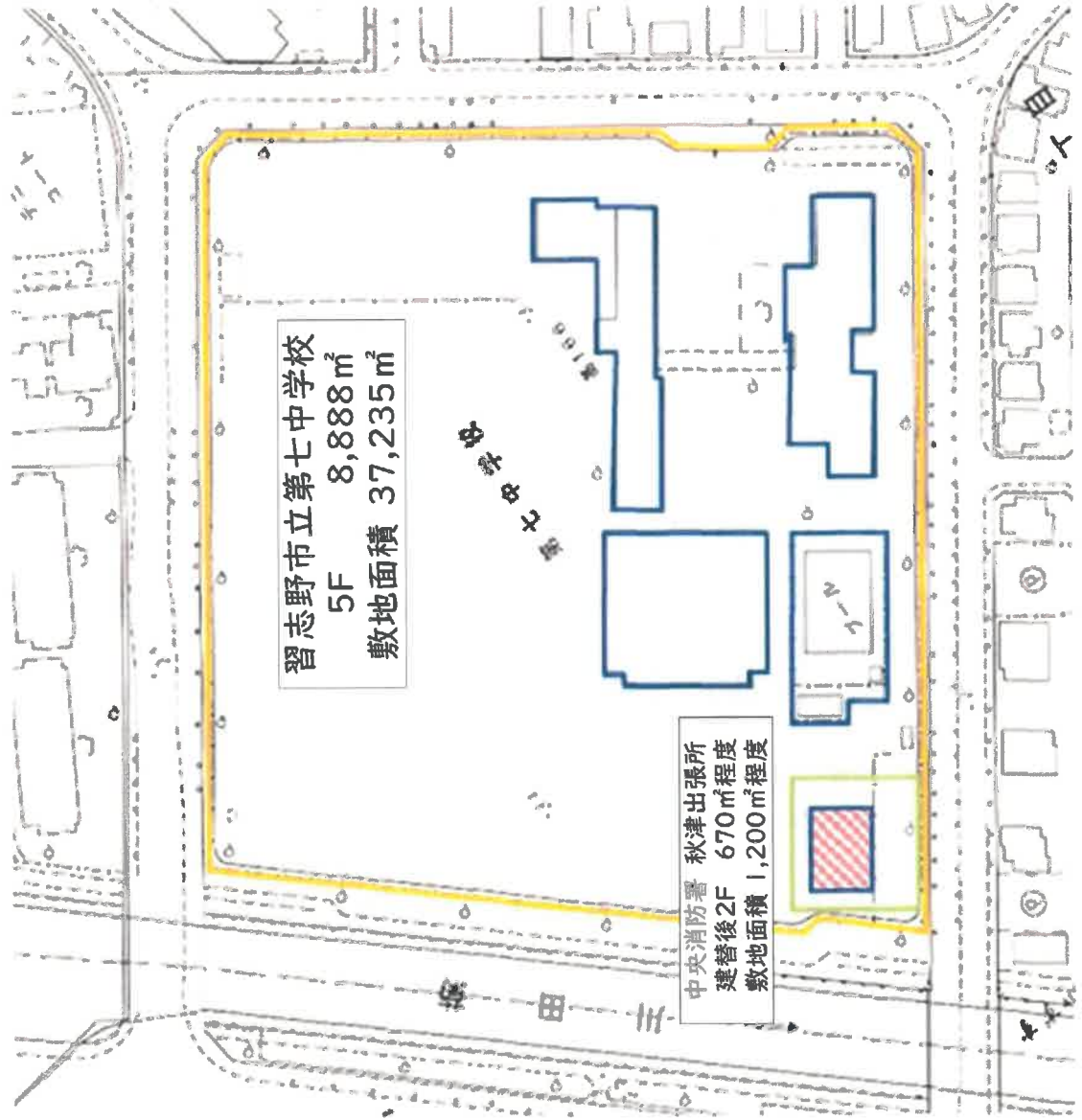
以上

【担当】 資産管理課 原、石井 内線393
-----------------------------

# 中央消防署秋津出張所 移転建替候補地(案)

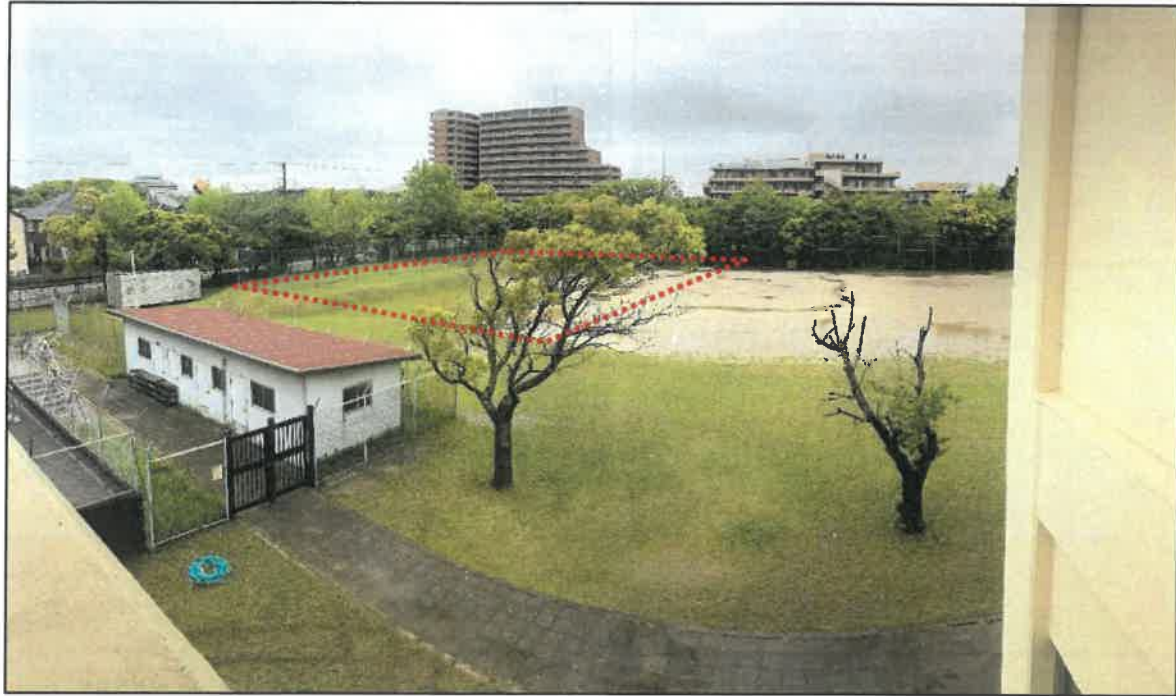
習志野市立第七中学校  
住所: 習志野市香澄6丁目1番1号

- …必要な施設規模 670㎡程度
- …必要な敷地面積 1,200㎡程度



**候補地周辺状況写真**

**写真1（体育館から候補地を望む）**



**写真2（候補地から体育館を望む）**





写真3（候補地と道路境周辺）



報告事項(2)

令和5年度育英資金受給者の決定について

習志野市育英資金受給者選考基準に基づく、令和5年度育英資金受給者決定について、別紙のとおり報告する。

令和5年5月24日報告

習志野市教育委員会  
教育長 小 熊 隆



# 令和5年度 育英資金受給者の決定について

## 1 目的及び給与額

資質があるにもかかわらず経済的な理由により修学困難な者に対し、修学上必要な資金を給与し、もって教育の機会均等に寄与すること。

給与額 月額 9,900円(年額118,800円) 生徒本人名義の口座へ毎月振込

## 2 選考について

### (1) 募集人数

予算の範囲内(20人程度)に対して、令和5年4月3日(月)から4月14日(金)までの土日を除く期間において募集を行ったところ、24名(新規申請者:15名、継続申請者:9名)から申請があった。

### (2) 選考基準

令和2年度に選考基準を見直し、中学校3年時の成績を生かして申請できるようになった。

#### 選考基準

①か②のどちらかで全教科を平均した値が、5段階評価で3.8以上あれば申請可  
高1で申請を希望する者 ①中3の成績  
高2で申請を希望する者 ①中3の成績 もしくは ②高1の成績  
高3で申請を希望する者 ①中3の成績 もしくは ②高1、高2の成績の平均

### (3) 選考委員会(令和5年4月20日 開催)

#### (ア) 選考委員会

教育長・学校教育部長・生涯学習部長・学校教育部次長・教育総務課長・指導課長  
学校教育課長・学校教育課管理主事

#### (イ) 協議内容

- ①面接と作文を重視したこと。その結果、学業成績が優良であるとともに品行方正な生徒と、将来の夢を見据え、大学進学に向けて学業に励んでいる生徒がいること。
- ②申請者24名全員が基準を満たしていたため、受給の対象としたこと。
- ③面接や作文では減点対象となる生徒が少なく、全体的に誠実さが感じられたこと。

#### (ウ) 選考結果

24名を受給者として承認した。

## 3 受給者について

令和5年度 育英資金受給者				
学年	人数	新規	継続	評定平均
3年生	3名	2名	1名	4.0
2年生	10名	2名	8名	3.9
1年生	11名	11名	—	4.3
合計	24名	15名	9名	

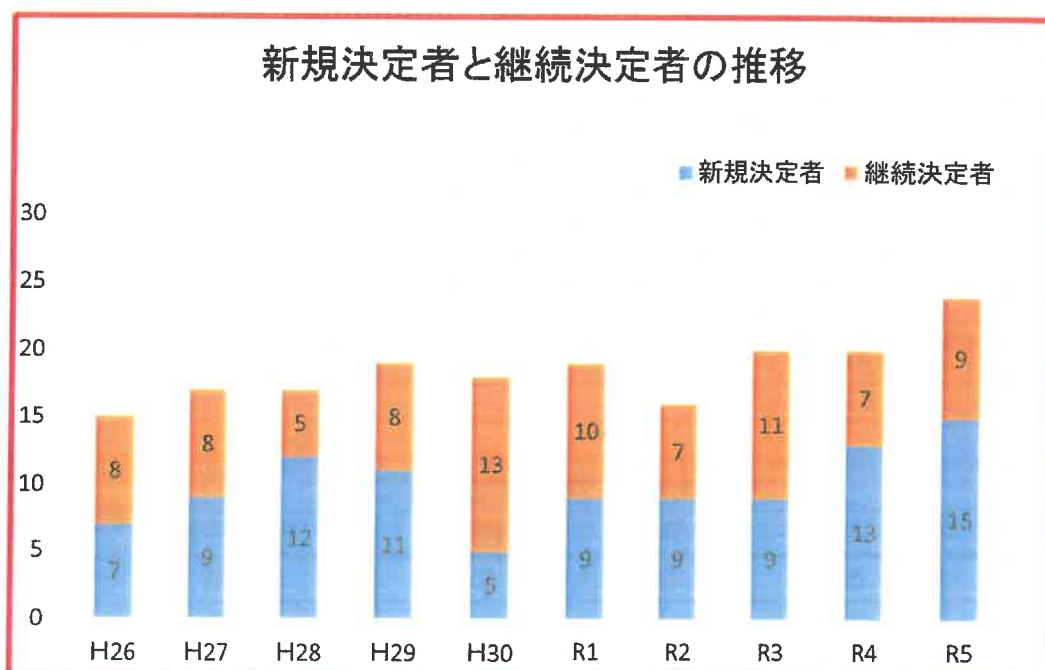
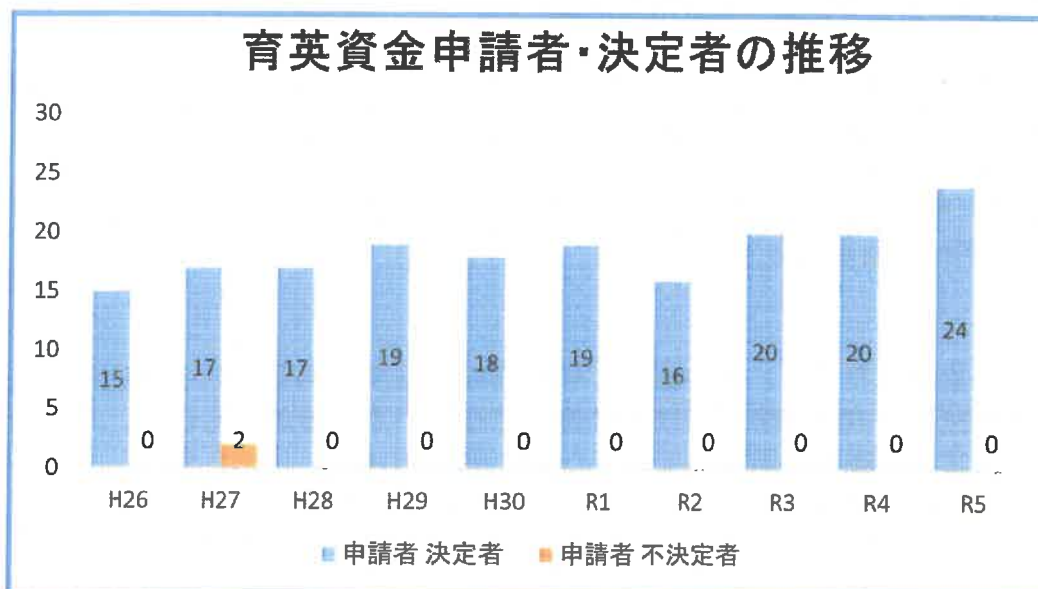
### \* 参考

令和4年度 育英資金受給者				
学年	人数	新規	継続	評定平均
3年生	6名	0名	6名	3.9
2年生	1名	0名	1名	4.6
1年生	13名	13名	—	4.2
合計	20名	13名	7名	

# 育英資金申請者・決定者の推移

(人)

年度	申請者			年度	決定者	
	決定者	不決定者	小計		新規決定者	継続決定者
H26	15	0	15	H26	7	8
H27	17	2	19	H27	9	8
H28	17	0	17	H28	12	5
H29	19	0	19	H29	11	8
H30	18	0	18	H30	5	13
R1	19	0	19	R1	9	10
R2	16	0	16	R2	9	7
R3	20	0	20	R3	9	11
R4	20	0	20	R4	13	7
R5	24	0	24	R5	15	9



報告事項(3)

放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について

放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について、別紙のとおり報告する。

令和5年5月24日報告

習志野市教育委員会

教育長 小 熊 隆

## 放課後子供教室の運営状況及び新規開設校について

### 1. 放課後子供教室の運営状況について

(1) 令和4年度までの開設校 6校

大久保東小学校（令和2年度開設）、東習志野小学校・秋津小学校（令和3年度開設）  
袖ヶ浦西小学校・袖ヶ浦東小学校・藤崎小学校（令和4年度開設）

(2) 利用状況（令和5年3月末時点） (人)

学校名	全児童数	登録人数	1日の平均参加人数（4月～3月累計）
大久保東	432	273	28
東習志野	852	362	36
秋津	239	153	28
袖ヶ浦西	186	127	28
袖ヶ浦東	266	164	21
藤崎	574	314	31
<b>合計</b>	<b>2,549</b>	<b>1,393</b>	<b>登録率 54.6%</b>

(3) 満足度調査の結果 【調査期間】令和4年10月7日～令和4年10月28日

6校 全児童数	回答数	回収率
2,554	1,582	61.9%

【主な調査内容】 ※数値は6校の平均値

◇お子様安心して過ごせる場所ですか。

5段階評価（思う、まあまあ思う、どちらともいえない、あまり思わない、思わない）のうち「思う、まあまあ思う」の回答が96%

◇放課後子供教室の活動時間や内容はいかがですか。

5段階評価（とても満足している、満足している、どちらともいえない、あまり満足していない、満足していない）のうち「とても満足している、満足している」の回答が88%

◇放課後子供教室に参加してのお子様の変化を教えてください。

・友達が増えた ・興味・関心のあるものが増えた ・家で会話が増えた

◇お様が放課後子供教室に参加しての保護者様の変化を教えてください。

・お子様の放課後についての安心が得られた ・自分の時間がとれるようになった  
・就労時間を増やすことができた

◇放課後子供教室の魅力は何ですか。

・学校内の安全な場所で過ごせること ・無料であること  
・工作や遊びなどの体験ができること

## <活動の様子>



(英語教室)



(リモートトリップ)



(サイエンスショー)



(バスケ教室)



(書初め)



(青空本読み)

## <自由意見>

### 感謝の言葉等

- ・一年生と二年生の下校時間が違い姉妹と一緒に帰るのが難しい日、子供教室で待ち合わせをして帰れて助かっています。先生方も細やかな配慮で連絡も密に下さり安心しております。
- ・毎月のイベントカレンダーを見て、行く日に自分で印をつけて予定を決めて楽しんで行っています。私も仕事に長く行くことができたり、ゆっくり買い物ができたりと、とてもありがたく思っています。先生方もとても感じの良い方ばかりで安心して利用させていただいています。
- ・子供教室では、自宅ではやらない遊びを取り組んでくれるので、遊びの幅が広がり、子どもも楽しんでます。また、入退室の通知が来るので、安心して子供教室を利用させていただいております。子どもとの話も今まで以上に増えたように思います。
- ・仕事の日は必ず子供教室に参加させています。前に私の帰りが少し遅くなり、不安に感じた子どもが再び子供教室へ戻った事がありました。それだけ子どもが頼れる居場所であり、先生方を信頼しているのだと感じました。すぐに教室から私の携帯へ連絡を頂き、丁寧な対応にとっても感謝しています。子供教室でできたお友達と遊ぶことを楽しみにしており、子ども自身の世界も広がりを感じて嬉しいです。

### 要望等

- ・子供教室の先生方にも連絡が出来るようなツールを用意頂けるとお伝えしたい事がある場合に助かるかなと思います。
- ・宿題はしてもなくても良いとの事です。もちろん、やる子はやって帰ってくるのですが、うちの子はやらなくても良いならとやらずに遊んで帰ってきます。できれば、宿題をみんながやるようにしてくれると、とても助かります。
- ・転入の際にもプリントや説明などがあれば良いと思います。

## 2. 令和5年度 新規開設校について

習志野市教育振興基本計画及び習志野市子ども・子育て支援事業計画において、令和2年度から令和6年度までに11の小学校にて、放課後子供教室の実施を計画しています。

令和5年度は、新たに屋敷小学校、実花小学校、向山小学校、香澄小学校に放課後子供教室を開設いたしました。

屋敷小学校と向山小学校は放課後児童会と、同一事業者にて運営業務を委託しております。

※実花小学校と香澄小学校の放課後児童会はこれまでと変わらず市直営となります。

(契約は、単年度契約とし、5年間継続を可能としています。)

学校名	開設日	主な活動場所	委託事業者
屋敷	令和5年 4月13日	1階 図工室 2階 視聴覚室	シダックス大新東ヒューマン サービス株式会社
実花		1階 PTA会議室 1階 図工室	株式会社明日葉
向山		小学校3階 家庭科室 幼稚園2階 余裕教室	シダックス大新東ヒューマン サービス株式会社
香澄		1階 余裕教室	株式会社アンフィニ

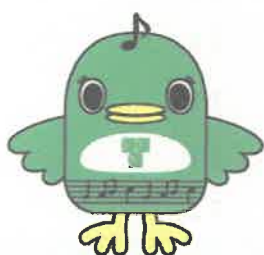
### ◇未開設校（津田沼・大久保・鷺沼・実籾・谷津・谷津南）の設置について

現行の計画に基づき、令和6年度は鷺沼小学校に放課後子供教室を開設予定であり、今年度は保護者説明会の開催や事業者選定を行います。

その他、5校につきましても次期子ども・子育て支援事業計画（令和7～11年度）に開設を位置づけられるように、活動場所や環境整備等の開設に係る課題等について学校と協議し、全市立小学校での実施に向けて準備を進めてまいります。



報告事項（3）  
「放課後子供教室の運営状況  
及び新規開設校について」



令和5年習志野市教育委員会第5回定例会  
日時：令和5年5月24日（水）  
生涯学習部社会教育課

1. 放課後子供教室の運営状況

- (1) 令和4年度までの開設校 6校  
大久保東小学校（令和2年度開設）  
東習志野小学校・秋津小学校（令和3年度開設）  
袖ヶ浦西小学校・袖ヶ浦東小学校・藤崎小学校  
（令和4年度開設）

## (2) 利用状況 (令和5年3月末時点) (人)

学校名	全児童数	登録人数	1日の平均参加人数 (4月~3月累計)
大久保東	432	273	28
東習志野	852	362	36
秋津	239	153	28
袖ヶ浦西	186	127	28
袖ヶ浦東	266	164	21
藤崎	574	314	31
合計	2,549	1,393	登録率 54.6%

## (3) 満足度調査の結果

### 【調査期間】

令和4年10月7日~令和4年10月28日

6校 全児童数	回答数	回収率
2,554	1,582	61.9%

【主な調査内容】 ※数値は6校の平均値

◇お子様が安心して過ごせる場所ですか。

5段階評価 (思う、まあまあ思う、どちらともいえない、あまり思わない、思わない) のうち「**思う、まあまあ思う**」の回答が**96%**

◇放課後子供教室の活動時間や内容はいかがですか。

5段階評価（とても満足している、満足している、どちらともいえない、あまり満足していない、満足していない）のうち「とても満足している、満足している」の回答が88%

◇放課後子供教室に参加してのお子様の変化を教えてください。

- ・友達が増えた
- ・興味・関心のあるものが増えた
- ・家での会話が増えた

◇放課後子供教室に参加しての保護者様の変化を教えてください。

- ・お子様の放課後についての安心が得られた
- ・自分の時間がとれるようになった
- ・就労時間を増やすことができた

◇放課後子供教室の魅力は何ですか。

- ・学校内の安全な場所で過ごせること
- ・無料であること
- ・工作や遊びなどの体験ができること

＜活動の様子＞



英語教室



リモートトリップ



サイエンスショー



バスケット教室



書初め



書空本読み



リクガメとのふれあい



ハロウィンパーティー





消防訓練



地域交流 モルック

## 2. 令和5年度 新規開設校について

- ・習志野市教育振興基本計画及び習志野市子ども・子育て支援事業計画において、令和2年度から令和6年度までに11の小学校にて、放課後子供教室の実施を計画。
  - ・令和5年度は、新たに屋敷小学校、実花小学校、向山小学校、香澄小学校に開設。
  - ・屋敷小学校と向山小学校は放課後児童会と、同一事業者に運営業務を委託。
- ※実花小学校と香澄小学校の放課後児童会はこれまでと変わらず市直営。  
(契約は、単年度契約とし、5年間継続が可能。)

学校名	開設日	主な活動場所	委託事業者
屋敷		1階 図工室 2階 視聴覚室	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
実花	令和5年 4月13日	1階 PTA会議室 1階 図工室	株式会社明日葉
向山		小学校3階 家庭科室 幼稚園2階 余裕教室	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
香澄		1階 余裕教室	株式会社アンフィニ



## ◇未開設校の設置について

未開設校：津田沼・大久保・鷺沼・実籾・谷津・谷津南小学校

- ・鷺沼小学校

現行の計画に基づき令和6年度に開設予定。

今年度に保護者説明会の開催や事業者選定を実施。

- ・津田沼、大久保、実籾、谷津、谷津南小学校

次期子ども・子育て支援事業計画（令和7～11年度）に開設を位置づけられるように、活動場所や環境整備等の開設に係る課題等について学校と協議。

**全市立小学校での早期実施を目指す**

議案第16号

令和6年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項の制定  
について

令和6年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項を別記のように制定する。

令和5年5月24日提出

習志野市教育委員会  
教育長 小熊 隆

提案理由

習志野市立高等学校管理規則第24条の規定により、令和6年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者の選抜方法について制定するものである。

# 令和6年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項

## 第1 募集定員

全日制の課程	普通科	240名
	商業科	80名

## 第2 一般入学者選抜

普通科、商業科において、期待する生徒像に基づき、学力検査の成績、学校設定検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。

### 1 応募資格

本人及びその保護者（親権者又は後見人をいう。）が、習志野市立高等学校通学区域に関する規則（平成12年習志野市教育委員会規則第16号。以下「規則」という。）第2条に規定する通学区域に居住し、かつ、次の（1）、（2）又は（3）に該当する者

- （1）中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者
- （2）中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者又は令和6年3月修了見込みの者
- （3）学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれか一つに該当する者

### 2 期待する生徒像

#### （1）全日制の課程（普通科）

基本的な生活習慣が身につけており、本校の教育方針を理解し、意欲的に学校生活に取り組む生徒で、次のいずれかに該当する生徒。

- ア 学習意欲が極めて優れており、かつ、入学後も学習に積極的な姿勢で取り組むことができること。
- イ スポーツ活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。
- ウ 文化的な活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。

#### （2）全日制の課程（商業科）

基本的な生活習慣が身につけており、本校の教育方針を理解し、意欲的に学校生活に取り組む生徒で、次のいずれかに該当する生徒。

- ア 学習意欲が極めて優れており、かつ、入学後も学習や資格取得に積極的な姿勢で取り組むことができること。
- イ スポーツ活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。

ウ 文化的な活動で優れた実績または、資質を有し、入学後も継続する強い意志を持ち積極的な姿勢で取り組むことができること。

### 3 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

#### (1) 提出書類

入学願書、調査書等

#### (2) 提出期間及び受付時間

提出期間	受付時間
令和6年2月6日(火曜日)	午前9時から午後4時30分まで
令和6年2月7日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで
令和6年2月8日(木曜日)	午前9時から正午まで

#### (3) 提出先

習志野市立習志野高等学校長

### 4 志願又は希望の変更

(1) 出願した者は、1回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する学科の変更をすることができる。

#### (2) 受付期間及び受付時間

受付期間	受付時間
令和6年2月14日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで
令和6年2月15日(木曜日)	午前9時から午後4時まで

### 5 入学願書等の提出期間等の特例

(1) 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間について、次のア又はイに該当する者に対し特例を認める。

ア 入学願書等の提出期間を経過した後に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず習志野市立習志野高等学校を新たに志願しようとする者

イ 習志野市立習志野高等学校に出願している者で、志願又は希望の変更の受付期間中に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず志願又は希望の変更をしようとする者

#### (2) 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間及び受付時間

提出期間及び受付期間	受付時間
令和6年2月14日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで
令和6年2月15日(木曜日)	午前9時から午後4時まで

### 6 優先入学について

普通科にあっては、募集人員の一部について、本人及びその保護者が習志野市に住民登録をし、実際に居住し、習志野市立中学校を令和6年3月卒業見込みの者を優先とする。

## 7 検査の期日

令和6年2月20日（火曜日）及び2月21日（水曜日）

## 8 検査の内容

### (1) 第1日の検査の内容

#### ア 学力検査の内容

教 科	時 間	配 点
国語・数学・英語	国語・数学は各50分、英語は60分	各教科100点

### (2) 第2日の検査の内容

#### ア 学力検査の内容

教 科	時 間	配 点
理科・社会	各教科50分	各教科100点

#### イ 学校設定検査

検査内容については別に定める。

## 9 追検査

### (1) 提出書類

追検査受検願、本検査を受検できなかった理由を証明する書類等

### (2) 提出期間及び受付時間

提 出 期 間	受 付 時 間
令和6年2月26日（月曜日）	午前9時から午後4時30分まで
令和6年2月27日（火曜日）	午前9時から正午まで

### (3) 提出先

習志野市立習志野高等学校長

### (4) 検査の期日

令和6年2月29日（木曜日）

## 10 選抜方法

(1) 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査、学力検査の成績及び学校設定検査の結果を選抜の資料とし、習志野市立習志野高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

(2) 調査書中の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、学力検査の成績、学校設定検査の結果等の選抜の資料は原則として数値化するものとし、選抜の資料の配点は習志野市立習志野高等学校において別に定める。

また、欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

11 入学許可候補者の発表の日時及び場所

令和6年3月4日（月曜日）午前9時 場所 習志野市立習志野高等学校

12 第2次募集等

(1) 入学許可候補者が募集定員に満たない場合、第2次募集を行う。

(2) 応募資格

「第2 一般入学者選抜」の1に定める者のうち、次のア、イに該当しない者

ア 令和6年度公立高等学校入学許可候補者となっている者

イ 千葉県内に所在する私立高等学校の令和6年度入学許可候補者のうち、当該私立高等学校の校長から第2次募集に応募してよい旨の承認を得ていない者

なお、「第2 一般入学者選抜」の5の(2)に定める期間を過ぎて、他都道府県から新たに志願する者については、保護者の転勤等に伴う転居による者で、令和6年度公立高等学校及び私立高等学校の入学許可候補者となっていない者が出願できる。

(3) 提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先

ア 提出書類

「第2 一般入学者選抜」の3の(1)に定めるところによる。

イ 提出期日、受付時間

提出期日	受付時間
令和6年3月7日（木曜日）	午前9時から午後4時30分まで

ウ 提出先

習志野市立習志野高等学校長

(4) 志願又は希望の変更

ア 出願した者は、1回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する学科の変更をすることができる。

イ 受付期日及び受付時間

受付期日	受付時間
令和6年3月8日（金曜日）	午前9時から午後4時30分まで

(5) 検査の期日

令和6年3月12日（火曜日）

(6) 検査の内容

面接及び習志野市立習志野高等学校において別に定める検査

(7) 選抜方法

ア 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び習志野市立習志野高等学校において別に定める検査の結果を選抜の資料とし、習志野市立習志野高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

イ 調査書中の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、面接及び習志野市立習志野高等学校において別に定める検査の結果等の選抜の資料は原則



として数値化するものとし、選抜の資料の配点は習志野市立習志野高等学校において別に定める。

また、欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

(8) 入学許可候補者の発表の日時及び場所

令和6年3月14日(木曜日)午前9時 場所 習志野市立習志野高等学校

第3 中国等帰国生徒の特別入学者選抜

中国等帰国生徒に対して、一般入学者選抜の募集人員の一部について、特別に入学者の選抜を行う。

1 応募資格

「第2 一般入学者選抜」の1に定める資格を有する者で、かつ、保護者が中国等引揚者で、保護者とともに引き揚げ、帰国して3年以内の者

なお、中国等引揚者とは、昭和20年9月2日以前から引き続き中国等に居住していた者等で、その後永住の目的をもって帰国したものをいう。

2 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

(1) 提出書類

入学願書、調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等

(2) 提出期間、受付時間及び提出先

「第2 一般入学者選抜」の3の(2)及び(3)に定めるところによる。

3 志願又は希望の変更

「第2 一般入学者選抜」の4に定めるところによる。

4 入学願書等の提出期間等の特例

「第2 一般入学者選抜」の5に定めるところによる。

5 検査の期日

令和6年2月20日(火曜日)

6 検査の内容

面接及び作文

7 追検査

「第2 一般入学者選抜」の9に定めるところによる。

## 8 選抜方法

中学校の校長から送付された調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、志願者の特別な事情を考慮して、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

また、欠席が多い理由又は障害があることによって生ずる事柄等について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。

## 9 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第2 一般入学者選抜」の11に定めるところによる。

## 第4 その他

その他については、「令和6年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項」に準ずる。なお、不明な点がある場合は、習志野市教育委員会学校教育部学校教育課に問い合わせること。

習志野市教育委員会学校教育部  
学校教育課 047(451)1133

## 令和6年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学選抜要項の変更点(参考資料)

令和5年度	令和6年度																
<p>第2 一般入学選抜</p> <p>1 応募資格</p> <p>(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校(以下「中学校」という。)を卒業した者又は令和5年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 中等教育学校の前期課程(以下「中学校」に含める。)を修了した者又は令和5年3月修了見込みの者</p>	<p>第2 一般入学選抜</p> <p>1 応募資格</p> <p>(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校(以下「中学校」という。)を卒業した者又は令和6年3月卒業見込みの者</p> <p>(2) 中等教育学校の前期課程(以下「中学校」に含める。)を修了した者又は令和6年3月修了見込みの者</p>																
<p>3 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先</p> <p>(2) 提出期間及び受付時間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">提出期間</th> <th style="width: 20%;">受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年2月 8日(水曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和5年2月 9日(木曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和5年2月 10日(金曜日)</td> <td>午前9時から正午まで</td> </tr> </tbody> </table>	提出期間	受付時間	令和5年2月 8日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和5年2月 9日(木曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和5年2月 10日(金曜日)	午前9時から正午まで	<p>3 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先</p> <p>(2) 提出期間及び受付時間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">提出期間</th> <th style="width: 20%;">受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年2月 6日(火曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和6年2月 7日(水曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和6年2月 8日(木曜日)</td> <td>午前9時から正午まで</td> </tr> </tbody> </table>	提出期間	受付時間	令和6年2月 6日(火曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和6年2月 7日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和6年2月 8日(木曜日)	午前9時から正午まで
提出期間	受付時間																
令和5年2月 8日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで																
令和5年2月 9日(木曜日)	午前9時から午後4時30分まで																
令和5年2月 10日(金曜日)	午前9時から正午まで																
提出期間	受付時間																
令和6年2月 6日(火曜日)	午前9時から午後4時30分まで																
令和6年2月 7日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで																
令和6年2月 8日(木曜日)	午前9時から正午まで																
<p>4 志願又は希望の変更</p> <p>(2) 受付期間及び受付時間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">受付期間</th> <th style="width: 20%;">受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年2月 15日(水曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和5年2月 16日(木曜日)</td> <td>午前9時から午後4時まで</td> </tr> </tbody> </table>	受付期間	受付時間	令和5年2月 15日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和5年2月 16日(木曜日)	午前9時から午後4時まで	<p>4 志願又は希望の変更</p> <p>(2) 受付期間及び受付時間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">受付期間</th> <th style="width: 20%;">受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年2月 14日(水曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和6年2月 15日(木曜日)</td> <td>午前9時から午後4時まで</td> </tr> </tbody> </table>	受付期間	受付時間	令和6年2月 14日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和6年2月 15日(木曜日)	午前9時から午後4時まで				
受付期間	受付時間																
令和5年2月 15日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで																
令和5年2月 16日(木曜日)	午前9時から午後4時まで																
受付期間	受付時間																
令和6年2月 14日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで																
令和6年2月 15日(木曜日)	午前9時から午後4時まで																

令和5年度		令和6年度													
5	<p>入学願書等の提出期間等の特例 (2)入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間及び受付時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出期間及び受付期間</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年2月15日(水曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和5年2月16日(木曜日)</td> <td>午前9時から午後4時まで</td> </tr> </tbody> </table>	提出期間及び受付期間	受付時間	令和5年2月15日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和5年2月16日(木曜日)	午前9時から午後4時まで	5	<p>入学願書等の提出期間等の特例 (2)入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間及び受付時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出期間及び受付期間</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年2月14日(水曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和6年2月15日(木曜日)</td> <td>午前9時から午後4時まで</td> </tr> </tbody> </table>	提出期間及び受付期間	受付時間	令和6年2月14日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和6年2月15日(木曜日)	午前9時から午後4時まで
提出期間及び受付期間	受付時間														
令和5年2月15日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで														
令和5年2月16日(木曜日)	午前9時から午後4時まで														
提出期間及び受付期間	受付時間														
令和6年2月14日(水曜日)	午前9時から午後4時30分まで														
令和6年2月15日(木曜日)	午前9時から午後4時まで														
6	<p>優先入学について 普通科にあつては、募集人員の一部について、本人及びその保護者が習志野市に住民登録をし、実際に居住し、習志野市立中学校を令和5年3月卒業見込みの者を優先とする。</p>	6	<p>優先入学について 普通科にあつては、募集人員の一部について、本人及びその保護者が習志野市に住民登録をし、実際に居住し、習志野市立中学校を令和6年3月卒業見込みの者を優先とする。</p>												
7	<p>検査の期日 令和5年2月21日(火曜日)及び2月22日(水曜日)</p>	7	<p>検査の期日 令和6年2月20日(火曜日)及び2月21日(水曜日)</p>												
9	<p>追検査 (2)提出期間及び受付時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出期間</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年2月24日(金曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和5年2月27日(月曜日)</td> <td>午前9時から正午まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)検査の期日 令和5年3月1日(水曜日)</p>	提出期間	受付時間	令和5年2月24日(金曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和5年2月27日(月曜日)	午前9時から正午まで	9	<p>追検査 (2)提出期間及び受付時間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>提出期間</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年2月26日(月曜日)</td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> <tr> <td>令和6年2月27日(火曜日)</td> <td>午前9時から正午まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)検査の期日 令和6年2月29日(木曜日)</p>	提出期間	受付時間	令和6年2月26日(月曜日)	午前9時から午後4時30分まで	令和6年2月27日(火曜日)	午前9時から正午まで
提出期間	受付時間														
令和5年2月24日(金曜日)	午前9時から午後4時30分まで														
令和5年2月27日(月曜日)	午前9時から正午まで														
提出期間	受付時間														
令和6年2月26日(月曜日)	午前9時から午後4時30分まで														
令和6年2月27日(火曜日)	午前9時から正午まで														

令和5年度		令和6年度															
<p>11 入学許可候補者の発表の日時及び場所</p> <p><u>令和5年3月3日(金曜日)</u>午前9時 場所 習志野市立習志野高等学校</p> <p>12 第2次募集等</p> <p>(2)応募資格</p> <p>「第2 一般入学者選抜」の1に定める者のうち、次のア、イに該当しない者</p> <p>ア <u>令和5年度</u>公立高等学校入学許可候補者となっている者</p> <p>イ <u>千葉県</u>内に所在する私立高等学校の<u>令和5年度</u>入学許可候補者のうち、当該私立高等学校の校長から第2次募集に応募してよい旨の承認を得ていない者</p> <p>なお、「第2 一般入学者選抜」の5の(2)に定める期間を過ぎて、他都道府県から新たに志願する者については、保護者の転勤等に伴う転居による者で、<u>令和5年度</u>公立高等学校及び私立高等学校の入学許可候補者となっていない者が出願できる。</p> <p>(3)提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先</p> <p>イ 提出期日、受付時間</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>提出期日</td> <td>受付時間</td> </tr> <tr> <td><u>令和5年3月8日(水曜日)</u></td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> </table> <p>(4)志願又は希望の変更</p> <p>イ 受付期間及び受付時間</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>受付期日</td> <td>受付時間</td> </tr> <tr> <td><u>令和5年3月9日(木曜日)</u></td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> </table> <p>(5)検査の期日</p> <p style="text-align: right;"><u>令和5年3月13日(月曜日)</u></p>	提出期日	受付時間	<u>令和5年3月8日(水曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで	受付期日	受付時間	<u>令和5年3月9日(木曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで	<p>11 入学許可候補者の発表の日時及び場所</p> <p><u>令和6年3月4日(月曜日)</u>午前9時 場所 習志野市立習志野高等学校</p> <p>12 第2次募集等</p> <p>(2)応募資格</p> <p>「第2 一般入学者選抜」の1に定める者のうち、次のア、イに該当しない者</p> <p>ア <u>令和6年度</u>公立高等学校入学許可候補者となっている者</p> <p>イ <u>千葉県</u>内に所在する私立高等学校の<u>令和6年度</u>入学許可候補者のうち、当該私立高等学校の校長から第2次募集に応募してよい旨の承認を得ていない者</p> <p>なお、「第2 一般入学者選抜」の5の(2)に定める期間を過ぎて、他都道府県から新たに志願する者については、保護者の転勤等に伴う転居による者で、<u>令和6年度</u>公立高等学校及び私立高等学校の入学許可候補者となっていない者が出願できる。</p> <p>(3)提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先</p> <p>イ 提出期日、受付時間</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>提出期日</td> <td>受付時間</td> </tr> <tr> <td><u>令和6年3月7日(木曜日)</u></td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> </table> <p>(4)志願又は希望の変更</p> <p>イ 受付期間及び受付時間</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>受付期日</td> <td>受付時間</td> </tr> <tr> <td><u>令和6年3月8日(金曜日)</u></td> <td>午前9時から午後4時30分まで</td> </tr> </table> <p>(5)検査の期日</p> <p style="text-align: right;"><u>令和6年3月12日(火曜日)</u></p>	提出期日	受付時間	<u>令和6年3月7日(木曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで	受付期日	受付時間	<u>令和6年3月8日(金曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで
提出期日	受付時間																
<u>令和5年3月8日(水曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで																
受付期日	受付時間																
<u>令和5年3月9日(木曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで																
提出期日	受付時間																
<u>令和6年3月7日(木曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで																
受付期日	受付時間																
<u>令和6年3月8日(金曜日)</u>	午前9時から午後4時30分まで																

令和5年度	令和6年度
<p>(8)入学許可候補者の発表の日時及び場所 令和5年3月15日(水曜日)午前9時 場所 習志野市立習志野高等学校</p> <p>第3 中国等帰国生徒の特別入学者選抜 5 検査の期日 令和5年2月21日(火曜日)</p> <p>第4 その他 その他については、「令和5年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項」に準ずる。</p>	<p>(8)入学許可候補者の発表の日時及び場所 令和6年3月14日(木曜日)午前9時 場所 習志野市立習志野高等学校</p> <p>第3 中国等帰国生徒の特別入学者選抜 5 検査の期日 令和6年2月20日(火曜日)</p> <p>第4 その他 その他については、「令和6年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項」に準ずる。</p>

議案第16号

令和6年度  
習志野市立習志野高等学校  
第1学年入学者選抜要項の制定について



第5回定例教育委員会会議  
令和5年5月24日

【令和6年度 募集定員】

習志野市	普通科	240名
	商業科	80名

千葉県 千葉県教育委員会会議

↓  
大綱告示(7月初旬)

↓  
県立高校学級数確定

↓  
募集定員確定(8月下旬)





**【令和5年度 習志野市立高等学校  
第1学年入学者選抜日程】**

＜検査＞ 令和6年2月20日(火)  
21日(水)

＜追検査＞ 令和6年2月29日(木)

**【検査の内容】**

**第1日目**

教科	時間	配点
国語・数学 英語	国語・数学 各50分 英語 60分 (リスニング含む)	各教科 100点

**第2日目**

教科	時間	配点
理科・社会	各教科 50分	各教科 100点

学校設定検査⇒自己表現

## 【入学許可候補者発表日時】

令和6年3月4日(月)午前9時

場所:習志野市立習志野高等学校

\*昨年度はWEB発表有り

## 【令和5年度入試状況】

千葉県公立高校 一般入学者選抜

全日制志願者確定倍率

全体1.12倍 普通科1.15倍 商業科0.98倍

**習志野高等学校**



普通科1.10倍 商業科1.25倍

習志野市内生合格

普通科

23.8%

## 【平成31年度～5年度入試倍率の変化】

	H 3 1	R 2	R 3	R 4	R 5
習志野高校	普 前1.83 後1.21	前1.70 後1.14	1.11	1.27	1.10
	商 前1.77 後1.63	前1.77 後2.00	1.33	1.38	1.25
市内生割合	25.0	25.8	23.8	22.1	23.8

平成31年度・令和2年度は前後期制

## 【令和6年度入試改善】

千葉県教育委員会の入試改善の方針を受け



習志野高校としての取組

事故防止に向けた改善案を検討中

- ・採点方法の工夫(二系統方式等)
- ・担当者の人選、チェック項目、組織の工夫

教育委員会の取組

- ・県教育委・他市公立高担当と情報共有
- ・採点実施前にチェック体制を確認・指導

# 文武両道

新教育課程 ⇒ 自己発展学習

- ・国語セミナー・数学セミナー・理科セミナー
- ・英語セミナー(英検等対策)
- ・ビジネス応用セミナー・情報セミナー

進学実績⇒ 4年制大学 249名  
短大・専門学校 46名

# 文武両道

部活動 ⇒ 全国区での活躍





# 文武両道

部活動 ⇒ 全国区での活躍



# 文武両道

部活動 ⇒ 全国区での活躍



## 選ばれる高等学校であり続けるため

- ・市内中学校訪問
- ・市内家庭教育学級
- ・進学フェア参加
- ・学校説明会(年間2回)
- ・学校見学ツアー 計6回(オンライン含む)
- ・学校HPの充実(目標:40万アクセス)

習 志 野

雑草の如く逞しく

議案第17号

令和5年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について

令和5年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約を別記のように制定する。

令和5年5月24日提出

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

提案理由

令和6年度使用に係る教科用図書の採択に関する地区協議会を行うため、制定するものである。



(設置)

第1条 習志野市教育委員会及び八千代市教育委員会(以下「関係市教育委員会」という。)は、葛南東部採択地区内の市立小学校、中学校及び義務教育学校(以下「関係市小中義務教育学校」という。)において使用する教科用図書の採択について協議を行うため、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第4項の規定に基づき教科用図書葛南東部採択地区協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。(別表1)

- (1) 関係市教育委員会の教育長
- (2) 関係市教育委員会がそれぞれ一人ずつ推薦する教育委員
- (3) 関係市教育委員会がそれぞれ一人ずつ推薦する指導行政担当者
- (4) 関係市教育委員会がそれぞれ一人ずつ推薦する関係市小中義務教育学校の校長
- (5) 関係市教育委員会がそれぞれ一人ずつ推薦する関係市特別支援学級を設置する小中義務教育学校の校長
- (6) 関係市教育委員会がそれぞれ一人ずつ推薦する関係市小中義務教育学校の保護者等

2 委員の任期は、令和5年8月31日までとする。

(会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、関係市教育委員会の教育長の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、会長が属する教育委員会の事務局に、事務局長、書記及び会計を置き処理する。

2 副会長が属する教育委員会に会計監査を置く。

(会議の招集)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の開催の場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめ、これを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第7条 会議は、委員の過半数かつ会長及び会長が所属する教育委員会を除く関係市教育委員会に所属する委員1人以上が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

4 この会議は、非公開とする。

(教科用図書選定の方法)

第8条 教科用図書の選定は、第10条第4項の報告及び千葉県教育委員会が作成した選定資料を参酌し、会議において協議し、出席した委員全員の一致によって決する。

2 出席した委員全員の一致によって決しない場合には、別紙1の方法により選定する。

(選定した教科用図書の報告)

第9条 前条の規定により教科用図書を選定したときは、会長は、遅滞なく関係市教育委員会及び千葉県教育庁葛南教育事務所長に対して、選定した教科用図書に関して報告するものとする。

(研究調査委員)

第10条 協議会に教科用図書の選定に必要な教科用図書の調査研究を行うため、別表2に掲げる研究調査委員を置く。

2 研究調査委員は関係市教育委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

3 研究調査委員長は種目ごとに委員の互選により定める。

4 研究調査委員は見本の送付があった全ての教科用図書の調査研究を行い、種目ごとに調査研究の結果を取りまとめた資料を作成し、研究調査委員長は会議に報告する。

(議事録等の公表)

第11条 会議の議事録及び前条第4項の資料については、関係市教育委員会において、教科用図書を採択した後、遅滞なく公表する。

(費用の負担)

第12条 協議会に要する費用の負担は、関係市教育委員会の協議により決定する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和5年5月24日から施行する。

(失効)

2 この規約は、令和5年8月31日限り、その効力を失う。

(会議の招集の特例)

3 この規約の施行の日以後最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、習志野市教育委員会教育長が招集する。

別表1 協議会の構成

単位:人

	習志野市	八千代市	計
教 育 長	1	1	2
教育委員代表	1	1	2
指導行政担当者	1	1	2
校長会代表	1	1	2
特別支援学級設置校校長	1	1	2
保護者等の代表	1	1	2
合 計	6	6	12

別表2 研究調査委員の構成

単位:人

	種目	習志野市	八千代市	計
1	小学校国語	2	2	4
2	小学校書写	2	2	4
3	小学校社会	2	2	4
4	小学校地図	2	2	4
5	小学校算数	2	2	4
6	小学校理科	2	2	4
7	小学校生活	2	2	4
8	小学校音楽	2	2	4
9	小学校図画工作	2	2	4
10	小学校家庭	2	2	4
11	小学校保健	2	2	4
12	小学校外国語	2	2	4
13	小学校道徳	2	2	4
14	特別支援教育	2	2	4
	合計	28	28	56

(参考)教科書採択のスケジュール

※義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条による

種類ごとに同一の教科用図書を採択する期間(以下この条において「採択期間」という。)は、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

①文部科学省検定済教科書 … 4年ごとに実施 (検定→採択→使用開始の順で行う)

②特別支援学級等で使われる一般図書 … 毎年実施

(児童生徒の状況に応じて、適切な教科書を選ぶため)

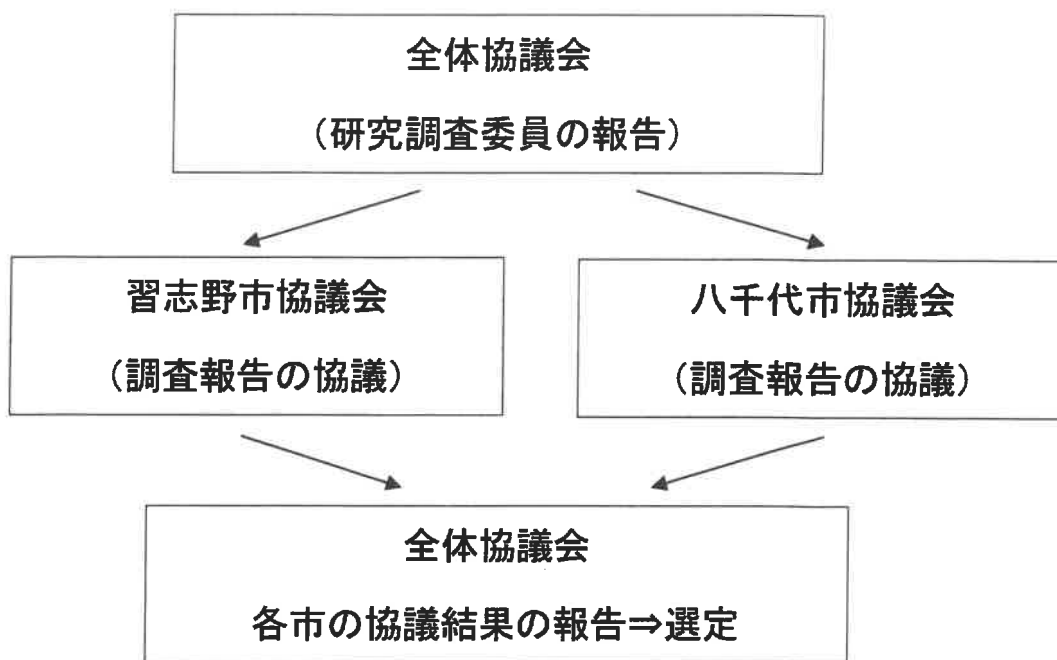
年度(西暦) 区分		R5	R6	R7	R8	R9
		(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)
小学校	検定				◎	
	採択	△				△
	使用開始		○			
中学校	検定	◎				◎
	採択		△			
	使用開始			○		
特別支援 (一般図書)	採択	◇	◇	◇	◇	◇

◎: 文部科学省による検定

△: 直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○: 使用開始年度(小・中学校は原則として4年ごと)

◇: 特別支援用一般図書の採択年度(次年度に使用開始)



※二市の選定結果が異なった場合の調整方法

